

Q 1 募集要領にあるキャラクターパターンの試作提案書の（イ）提出様式の部分で、「2パターンがカラーで印刷されたもの」とありますが、2パターンとはキャラクターのポーズ(正面, ウィンク, ウォーキング3パターン)のことでしょうか？  
それとも、イラストタッチを2案ということでしょうか？

A 1 試作いただくキャラクターパターン（①正面図，②ウィンクしている図及び③ウォーキングしている図）の3パターンの提出をお願いします。

Q 2 「一体性を損なわない範囲」とは、着ぐるみとイラストが共通のキャラクターであると認識できる範囲ということですか？  
例えば、とさかや模様は残してほしいなど、ご要望はありますか？

A 2 全体のフォルムやパーツ，体の模様等の改変により，元の「吉兆くん」のイラスト（委託仕様書の参考1）と異なるキャラクターと認識されない範囲での補正としてください。また，とさか形状のものや模様等は残してください。

その範囲で，どれだけ可愛らしく，「幅広い世代の方に親しまれ，愛されるキャラクターとなるような」補正が可能かというところが，受託候補者選定の評価のポイントとなります。

Q 3 「カラーやモノクロの際，使用する指定色等を示すこと」とありますが，特色とCMYKどちらでも良いでしょうか？  
また，「一体性を損なわない範囲」を守った上で，色味は自由提案ですか？

A 3 指定色はCMYKでお示しください。  
色味については，過度な変更でなければ可能です。